

【文教・科学委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議2件）、本院議員提出1件の合計6件であり、内閣提出5件を可決し、本院議員提出1件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願35種類120件のうち、3種類10件を採択した。

文教科学

〔法律案の審査〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、新潟大学医療技術短期大学部及び鳥取大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、昭和18年度以降に設置された国立医科大学等に係る職員の定数を改めようとするものである。

委員会においては、看護系大学・大学院の整備方針、資質の高い看護婦等の養成の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案は、学術の進展に寄与するため、日本学術振興会が、業務として、科学研究費補助金の審査・配分事務を行うことができるようになるとともに、規制緩和の一環として、余裕金の運用の方法を拡大する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、21世紀における学術・科学技術振興の在り方、科学研究費補助金の審査・評価の充実の方策、今後の科学研究費補助金の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。なお、3項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**国立教育会館の解散に関する法律案**は、特殊法人の整理合理化を推進するため、国立教育会館を解散しようとするものである。

委員会においては、解散に伴う国立教育会館の業務の移管先、教員の研修制度の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

学校教育法等の一部を改正する法律案は、大学審議会の答申等を受け、大学制度の弾力化を推進するとともに大学の組織運営体制の整備を行おうとするものであり、その主な内容は、所定の単位を優秀な成績で修得した者について3年以上の在学で大学の卒業を認めることができる制度を設けること、大学院の研究科の位置付けを明確化するとともに研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができるようにしてること、国立大学について、運営諮問会議及び評議会を設置するほか、教授会の所掌事務を定めること、国公立大学の教員の選考における学部長等の役割を定めることなどである。

本法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、3年以上の在学で卒業を認める制度の濫用防止策、運営諮問会議と大学の自律性、評議会・教授会と学長・学部長等との関係、大学に関する情報の公表方法と内容等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、5項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された著作権法の一部を改正する法律案は、近年のデジタル化、ネットワーク化に対応した著作権保護の国際的枠組みとして世界知的所有権機関において採択されたW I P O著作権条約に盛り込まれている事項を中心に著作権制度の整備を図るため、技術的保護手段の回避に係る規制、権利管理情報の改変等の規制、譲渡権の創設、上映権の対象の拡大、録音物による演奏についての経過措置の廃止を行おうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、著作権思想の普及啓発の必要性、デジタル時代における音楽著作権の保護、附則第14条廃止後の著作物使用料の徴収方法、著作権仲介業務団体の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。なお、3項目の附帯決議が付された。

小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案は、小学校及び中学校の同学年の児童又は生徒で編制する1学級の児童又は生徒の数並びに高等学校の全日制の課程及び定時制の課程における1学級の生徒の数が、それぞれ30人以下となるよう学級規模の適正化を推進する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、趣旨説明の聴取を行った後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

3月4日、有馬文部大臣から文教行政の基本施策について所信を、森田文部政務次官から平成11年度文部省関係予算について説明を聴取し、また、有馬科学技術庁長官から科学技術振興のための基本施策について所信を、稻葉科学技術政務次官から平成11年度科学技術庁関係予算について説明を聴取した。

3月9日、文教行政の基本施策及び科学技術振興のための基本施策について質疑が行われ、伝統文化の学校教育での指導、30人学級問題への文部省の取組、使用済み燃料輸送容器データ問題のフォローアップ、長野オリンピック招致に関する疑惑問題、アメラジアン問題への文部省の対応、高校の授業料滞納者の実態、老朽化した校舎の改善、教育の地方分権と学校裁量権の拡大、教育改革と教育基本法の改正、心の教育の在り方等が取り上げられた。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度総理府所管（日本学術会議、科学技術庁）及び文部省所管予算について審査を行い、美術館・博物館の充実策、広島県立世羅高等学校長の自殺と国旗・国歌の扱い、人権教育への文部省の取組、学校施設のバリアフリー化、教科書価格の水準、研究員や審議会委員に占める女性の割合の向上、スポーツの振興と学校の関係等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年3月4日（木）（第1回）

- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教行政の基本施策に関する件について有馬文部大臣から所信を聴いた。
- 平成11年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

- 科学技術振興のための基本施策に関する件について有馬科学技術庁長官から所信を聴いた。
- 平成11年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年3月9日（火）（第2回）

- 文教行政の基本施策に関する件及び科学技術振興のための基本施策に関する件について有馬国務大臣、政府委員及び国土庁当局に対し質疑を行った。

○平成11年3月15日（月）（第3回）

- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(総理府所管（日本学術会議）)について政府委員から説明を聴き、
(総理府所管（日本学術会議、科学技術庁）及び文部省所管)について有馬国務大臣
及び政府委員に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年3月23日（火）（第4回）

- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月30日（火）（第5回）

- 日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第21号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし
- 日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第22号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成11年4月13日（火）（第6回）

- 国立教育会館の解散に関する法律案（閣法第72号）について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月15日（木）（第7回）

- 国立教育会館の解散に関する法律案（閣法第72号）について有馬文部大臣及び政府委

員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第72号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

○平成11年5月11日(火)(第8回)

○学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月13日(木)(第9回)

○参考人の出席を求めるなどを決定した。
○学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について有馬文部大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成11年5月18日(火)(第10回)

○学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について参考人国立学校財務センター研究部長天野郁夫君、筑波大学教育学系教授門脇厚司君及び九州大学理学部教授矢原徹一君から意見を聴いた後、各参考人に質疑を行った。

○平成11年5月20日(木)(第11回)

○学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第67号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成11年5月25日(火)(第12回)

○著作権法の一部を改正する法律案(閣法第114号)について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月27日(木)(第13回)

○参考人の出席を求めるなどを決定した。
○著作権法の一部を改正する法律案(閣法第114号)について参考人専修大学法学部教授齊藤博君、社団法人全国環境衛生同業組合中央会理事長森茂雄君、社団法人日本音楽著作権協会会长遠藤実君及び社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事棚野正士君から意見を聴いた後、各参考人に質疑を行った。

○平成11年6月1日(火)(第14回)

○著作権法の一部を改正する法律案(閣法第114号)について有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第114号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成11年8月13日（金）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案（参第13号）について発議者参議院議員石田美栄君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第119号外9件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外109件を審査した。
- 小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案（参第13号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

**国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）
【要旨】**

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 新潟大学併設の医療技術短期大学部及び鳥取大学併設の医療技術短期大学部を廃止すること。
- 2 昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成11年度の職員の定員を、2万79人（16人減）に改めること。
- 3 この法律中、国立医科大学等の職員の定員の改正規定は平成11年4月1日から、鳥取大学併設の医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成14年4月1日から、新潟大学併設の医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成15年4月1日から施行すること。

**日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第22号）
【要旨】**

本法律案は、学術の進展に寄与するため、科学研究費補助金を研究者に交付する業務を日本学術振興会（以下「振興会」という。）ができるようにするとともに、余裕金の運用の方法を拡大する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 振興会は、研究活動及びその成果の公開に必要な経費に対する補助金を研究者に交付する業務を行うことができるとしてすること。
- 2 1により振興会が交付する補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の補助金の交付の決定の取消し及び返還等に関する規定の一部を準用すること。

- 3 余裕金の運用の方法として、文部大臣の指定する金融機関への預金を追加すること。
- 4 罰金の額の引上げを行うこと。
- 5 この法律は、平成11年4月1日から施行すること。

【附 帯 決 議】

政府は、学術研究が人類の普遍的な知的創造活動であって、その応用や技術化を通じて人類・社会の発展の基盤を形成するものであることを十分認識し、本法施行に当たり、次の事項について、配慮すべきである。

- 1 科学技術創造立国を目指す我が国にとって、広く学術研究の振興を図ることが最重要課題であることにかんがみ、科学研究費の充実・拡充に今後とも一層努めること。
 - 2 科学研究費補助金の効率的・効果的でより適切な配分等を図るため、その交付申請に係る審査に当たっては、透明性を確保するとともに、研究者に必要な情報の公開に努めること。
 - 3 日本学術振興会が新たに行う科学研究費補助金交付業務の執行に当たっては、同振興会の事務処理体制の整備・充実に努めるとともに、その運用の改善に努めること。
- 右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要 旨】

本法律案は、大学が教育研究上の多様な要請にこたえられるよう大学制度の弾力化を推進し、また、大学が一体的、機能的に運営され責任ある意思決定が行われ、あわせて社会に対して開かれた大学となるよう組織運営体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 学校教育法の一部改正

- (1) 大学は、文部大臣の定めるところにより、卒業要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得した者について、3年以上の在学でその卒業を認めることができるものとすること。
- (2) 大学に学部長を置くことができるものとし、学部長は学部に関する校務をつかさどるものとすること。
- (3) 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とするとともに、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができるものとすること。

2 国立学校設置法の一部改正

(1) 運営諮問会議の設置

- ① 国立大学に、大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項、教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する重要事項、その他大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行うため、運営諮問会議を置くものとすること。
- ② 運営諮問会議の委員は、当該国立大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて文部大臣が任命するものとする

こと。

(2) 評議会の設置

- ① 国立大学に、大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項、学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項、教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する事項その他の大学の運営に関する重要事項について審議し、並びにこの法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行うため、評議会を置くものとすること。
- ② 評議会は、学長、学部長等をもって充てる評議員で組織し、評議会の定めるところにより、学部等から選出される教授及び評議会の議に基づいて学長が指名する教員を加えることができるものとすること。
- ③ 学長、学部長等以外の評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命するものとすること。
- ④ 評議会の議長は学長をもって充てることとし、議長は評議会を主宰するものとすること。

(3) 教授会の設置

- ① 国立大学の学部等に、学部等の教育課程の編成に関する事項その他の学部等の教育又は研究に関する重要事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行うため、教授会を置くものとすること。
- ② 教授会の議長は当該教授会を置く組織の長をもって充てることとし、議長は教授会を主宰するものとすること。

(4) 国立大学等の運営の基準

国立大学及び国立短期大学は、当該国立大学等の教育研究上の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に發揮するようになければならないものとすること。

(5) 教育研究等の状況の公表

国立大学及び国立短期大学は、文部省令で定めるところにより、当該大学の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表しなければならないものとすること。

3 教育公務員特例法の一部改正

- (1) 教授会が教員の採用及び昇任のための選考について審議する場合には、その教授会が置かれる組織の長は、当該選考に関する意見を教授会に対して述べることができるものとすること。
- (2) 学長、教員及び部局長の採用のための選考の方法等に係る学長、評議会及び教授会のそれぞれの所掌事務に関する規定を整備すること。

4 施行期日等

- (1) この法律は、平成12年4月1日から施行するものとすること。
- (2) 学校教育法の一部改正中3年以上の在学で大学の卒業を認めることができる規定は、この法律の施行前から引き続き大学に在学する者には適用しないものとすること。

【附 帯 決 議】

政府及び関係者は、新たな時代の要請のもとでの学問の自由や大学の自治に留意しつつ、大学改革を積極的に推進するため、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段

の配慮をすべきである。

- 1 3年以上の在学で大学の卒業が認められる在学期間の特例については、例外的な措置である本制度の趣旨を踏まえ、導入の前提となる厳格な成績評価等、実施に当たっての要件を明確にするなど制度の適正な運用が確保されるよう努めること。
- 2 大学の運営に当たって、学長が評議会の審議を尊重し、また、学部の運営に当たって、学部長が教授会の審議を尊重するなど、適正な運用が確保されるよう努めること。
- 3 運営諮問会議については、その制度の運用に当たって、大学の教育研究の自主性を尊重しつつ、大局的な見地からの意見が広く各界から取り入れられるよう配慮すること。
- 4 大学の教育研究等の状況の公表に当たっては、公共的機関としての大学に関する情報公開への社会的要請に幅広く応えるとともに、積極的な情報発信に努めること。
- 5 先進諸国に比べ高等教育に対する公費負担の少ない我が国の実情に鑑み、大学等高等教育機関の活性化と各大学の個性的かつ創造的な発展を図るため、財政措置の拡充を含む必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

国立教育会館の解散に関する法律案（閣法第72号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、国立教育会館を解散しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国立教育会館（以下「教育会館」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属するものとすること。
- 2 教育会館は、平成12年4月1日から解散の日までの間においては、教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し一般の利用に供する業務を行わないものとすること。
- 3 主として教育職員等のための研修施設を運営する業務及び一般の利用に供する業務の用に供されている教育会館の財産で政令で定めるものは、平成12年4月1日に国が承継し、一般会計に帰属するものとすること。
- 4 その他所要の規定の整備を図るものとすること。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第114号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権保護の国際的枠組みとして世界知的所有権機関（W I P O）において採択された、「W I P O著作権条約」に盛り込まれている事項を中心に著作権制度の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有することとすること。
- 2 著作者、実演家又はレコード製作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）、実演又はレコードをその複製物等の譲渡により公衆に提供する権利を専有することとするとともに、当該権利を有する者の許諾を得た者により公衆に譲渡された複製物等の譲渡には

当該権利が及ばないこととすること。

- 3 私的使用を目的として技術的保護手段の回避により可能となった複製等をその事実を知りながら行うことについては著作権を制限しないこととすること。
- 4 複製権の制限により作成された複製物を公衆に譲渡できる場合について定めること。
- 5 権利管理情報を故意に除去又は改変等する行為について、著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなすこととすること。
- 6 著作物の複製物等の譲渡を受けた時において、当該複製物等が譲渡権者の許諾を得て公衆に譲渡されたもの等でないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該複製物等を公衆へ譲渡する行為について、譲渡権を侵害する行為でないとみなすこととすること。
- 7 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置の公衆への譲渡等を行った者、業として公衆の求めに応じて技術的保護手段の回避を行った者及び営利を目的として権利管理情報を故意に除去又は改変等した者についての罰則を定めることとすること。
- 8 録音物による演奏についての経過措置を廃止すること。
- 9 その他関係規定の整備を行うこと。
- 10 この法律は、平成12年1月1日から施行すること。ただし、3、5及び7の規定は、平成11年10月1日から施行すること。

【附 帯 決 議】

政府は、著作権思想の一層の普及・啓発に努めるとともに、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る国際的動向にかんがみ、著作権の保護を適切に行うため、次の事項について配慮すべきである。

- 1 附則第14条の廃止に係る著作物使用料の徴収が適正かつ円滑に実施されるよう、関係者間の調整に努めること。
- 2 著作権の集中管理の在り方については、権利者の適切な保護を図るとともに、利用者の多様なニーズを踏まえたものとなるよう、仲介業務制度の見直しも含めて検討すること。
- 3 実演家の人格権及び視聴覚的実演に関する権利について検討を進め、「W I P O 実演・レコード条約」の早期批准を目指すとともに、視聴覚的実演に係る新たな国際的合意の形成に積極的役割を果たすこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
※21	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 3	11. 3. 15	11. 3. 30 可 決	11. 3. 31 可 決	11. 3. 4 文 教	11. 3. 11 可 決	11. 3. 12 可 決
※22	日本学術振興会法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3. 29	3. 30 可 決 附帯決議	3. 31 可 決	3. 9 文 教	3. 19 可 決 附帯決議	3. 19 可 決
67	学校教育法等の一部を改正する法律案	〃	3. 9	5. 7	5. 20 可 決 附帯決議	5. 21 可 決	4. 1 文 教	4. 22 可 決 附帯決議	4. 27 可 決
					○ 11. 5. 7 参本会議趣旨説明	○ 11. 4. 1 衆本会議趣旨説明			
72	国立教育会館の解散に関する法律案	参	3. 9	4. 9	4. 15 可 決	4. 16 可 決	5. 12 文 教	5. 19 可 決	5. 21 可 決
114	著作権法の一部を改正する法律案	〃	5. 21	5. 24	6. 1 可 決 附帯決議	6. 2 可 決	6. 9 文 教	6. 11 可 決	6. 15 可 決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
13	小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案	本岡 昭次君 外2名 (11. 3. 30)	11. 4. 1		11. 5. 28	継続審査				